平成２５年（フ）第３９号
滋賀県近江八幡市十王町732番地
債務者　太田　剛夫
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多賀　安彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４３号
北海道登別市登別東町２丁目15番地19
債務者　渡邉　　稔
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開本　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
京都市中京区西ノ京大炊御門町６番地12
債務者　池田　　茂
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　平一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第５１号
宮城県多賀城市山王字西町浦34番地の63
債務者　西塚　文彦
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
仙台市青葉区折立３丁目２番27号　ソレイユＦ101
債務者　小林　　繁
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
仙台市太白区ひより台44番３号
債務者　佐々木　穣
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３９６号
大阪府泉大津市春日町10番10号、前住所京都府福知山市字天田40番地の１
債務者　平山光子こと　朴　　善姫
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　弘二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６１９号
兵庫県姫路市東延末４丁目28番地、住民票上の住所兵庫県姫路市広畑区東新町１丁目48番地２
債務者　酒澤　　勳
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　崇志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第９０号
岡山市北区津高台３丁目2047番地４
債務者　森重　伸介
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武政　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４４１号
広島県廿日市市住吉２丁目10番５号フォブール住吉Ｂ―101
債務者　井上　厚志
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　車元　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第９号
岩手県二戸郡一戸町鳥越字滝ノ沢９番地
債務者　柴田　　均
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第４１５号
愛知県一宮市光明寺字神明前89番地
債務者　近藤利恵子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第９８号
愛知県一宮市花池１丁目21番１―205号
債務者　珈琲屋こと　新村　祥秀
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１７５号
京都府宇治市小倉町山際30番地の39
債務者　中村　仁典
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２９６号
京都府八幡市川口東扇17番地１
債務者　米田　博幸
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２９７号
京都府八幡市川口東扇17番地１
債務者　米田　純子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３４１号
京都市下京区中堂寺庄ノ内町32番地
債務者　石岡　敦子（旧姓三橋）
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係